



主な話題

p 02 令和7年度 会計年度任用職員募集

p 04 専門学校生・大学生・大学院生対象！茨城県でのいろいろな働き方や暮らし方を知る
プログラムに参加しませんか？消費生活
相談うまい話やもうけ話に気を付けて！
～若年者に増える消費者トラブル～

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、若年者から「もうけ話関連」「美容・医療関連」「インターネット通販関連」などの消費者相談が多く寄せられています。社会経験が少ない若年者を狙い、言葉巧みに近づき、強引な勧誘やうその説明をして、契約を迫る悪質な業者は後を絶ちません。ちょっとした不注意や好奇心によって、消費者被害に遭うだけでなく、加害者になってしまう場合もあるので注意が必要です。「うまい話、確実にもうかる話、楽してもうかる話」には気を付けましょう。



被害に遭わないために…

【副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル】

▽「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。

▽「荷受け代行」「荷物転送」は絶対にしない。

【エステや美容医療などの「美容関連」トラブル】

▽その場で契約をしない・施術を受けない。

▽施術前にリスクなどの説明を十分に受けて検討する。

▽長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ。

【健康食品や化粧品などの「定期購入」トラブル】

▽注文前に返品・解約の条件を確認する。

▽低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

【誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など「SNSきっかけ」トラブル】

▽SNS上で知り合った相手や表示広告が本当に信用できるか、慎重に判断する。

【出会い系サイトやマッチングアプリなどの「出会い系」トラブル】

▽出会い系サイトやマッチングアプリなどの規約をよく確認する。

▽サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか、慎重に判断する。

【消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの「借金・クレカ」トラブル】

▽借金をしてまで契約すべきものかよく考え、利用明細は必ず確認する。

【スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル】

▽勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。

▽解約時の条件についても事前によく確認する。

●困ったときは、消費生活センターへご相談ください

消費者を取り巻く環境は、デジタル化の急速な進展などにより変化し、消費者被害も複雑かつ多様化しています。困ったときや不安を感じた場合は、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター（☎287-0858）や消費者ホットライン（☎188）に相談しましょう。

